

## 社会福祉法人中部少年学院役員報酬規程

平成 29 年 7 月 19 日

社会福祉法人中部少年学院定款第 8 条（評議員の報酬等）の規定による評議員の報酬額及び定款第 21 条（役員の報酬等）の規定による理事・監事の報酬額並びに定款第 6 条（評議員の選任及び解任）の規定による外部委員の報酬額を次のとおり定める。

第 1 条 評議員の報酬額は次のとおりとする。

年額 2 万円 根拠（評議員会：年 2 回以上）

第 2 条 理事のうち理事長の報酬額は次のとおりとする。

年額 60 万円 根拠（週 1 日以上勤務）

第 3 条 理事のうち常務理事の報酬額は次のとおりとする。

年額 260 万円 根拠（月額 20 万円＋賞与 1 ヶ月分）

第 4 条 理事の報酬額は次のとおりとする。

年額 3 万円 根拠（理事会：年 3 回以上）

第 5 条 監事の報酬額は次のとおりとする。

年額 5 万円 根拠（理事会：年 3 回以上＋監査手当等）

第 6 条 評議員選任・解任委員会外部委員の報酬額は次のとおりとする。

4 年額 2 万円 根拠（委員会：4 年に 1 回以上開催）

第 7 条 施設職員を兼務している役員については、役員報酬を支給しない。

第 8 条 会議等に出席した場合は、交通費及び日当（2,200 円）を費用弁償する。

第 9 条 理事長の命により出張した場合は、当法人の旅費規程を適用する。

第 10 条 その他 この規定にない事項については、評議員会に諮り、これを決定する。